

東京三会令和7年9月大雨被害災害復旧・復興本部、東京三会令和7年台風
第22号・第23号災害復旧・復興本部の設置についての会長談話

2025（令和7）年10月14日

東京弁護士会 会長 鈴木 善和

第一東京弁護士会 会長 佐藤 彰紘

第二東京弁護士会 会長 福島 正義

この度、令和7年9月の大雨による被害、及び令和7年台風第22号・第23号による被害により、甚大な人的・物的被害が発生しましたことに対し、被害に遭われた全ての皆様並びにそのご家族などに、心よりお見舞いを申し上げます。

この度の災害の規模と、被災された方々の生活再建の必要性を鑑み、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三会」といいます。）は、共同して、「東京三会令和7年9月大雨被害災害復旧・復興本部」、及び「東京三会令和7年台風第22号・第23号災害復旧・復興本部」（以下、両本部を総称して「復旧・復興本部」といいます。）を設置いたしました。

東京三会は、この本部の下、連携を強化し、被災された皆様の生活及び事業の再建に向けた支援活動に、全力を挙げて取り組んでまいります。

弁護士は、基本的人権の擁護を使命としており、市民の皆様の生活の安寧を確保することは、私たち弁護士・弁護士会の重要な社会的使命であると認識しております。

自然災害に際しては、法律問題に留まらず、生活再建に係る様々な問題やご不安が生じます。私たちは、これまでの災害支援の経験も生かし、電話相談窓口の設置、自然災害債務整理ガイドラインのサポート、災害時ADRなど、具体的な支援策を速やかに講じ、被災された皆様の不安と負担を少しでも軽減できるよう尽力する所存です。

私たち弁護士・弁護士会は、皆様が一日も早く平穏な生活に戻れるよう、他の士業団体や関係機関とも積極的に連携を図り、継続的かつ全面的な支援活動を展開してまいります。

復旧・復興本部の具体的な活動内容につきましては、東京三会の各ウェブサイト等を通じて、随時お知らせしてまいりますので、ご確認いただければ幸いです。